

# 外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化(消費税)

外国人旅行者のショッピングにおける利便性を向上させ、日本における旅行消費を増加させるため、方式の多様化等執行上の制度改正を含め免税対象品目を拡大するとともに、免税手続を簡素化する。

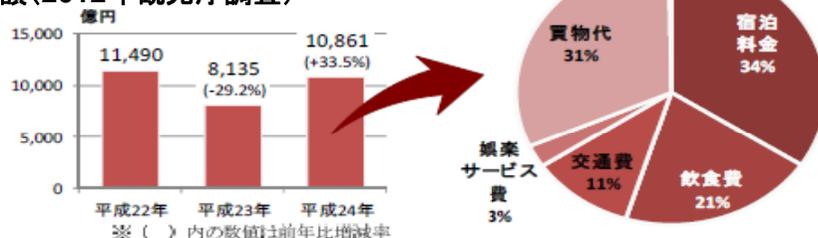
## 施策の背景

外国人旅行者の訪日動機において、ショッピングについての期待は高く、外国人旅行消費額全体の約30%をショッピングが占めている。一方で、外国人旅行者が日本で購入した物品のうち購入率の上位となっている食品類、飲料類、化粧品類、薬品類が現在免税対象品目から除外されている。また、免税手続に時間を要し、外国人旅行者の利便性を損ねている。

○外国人旅行者が今回の日本訪問で実施した活動(2012年観光庁調査)

| 全体 |           |
|----|-----------|
| 1位 | 日本食を食べること |
| 2位 | ショッピング    |
| 3位 | 繁華街の街歩き   |
| 4位 | 自然・景勝地観光  |
| 5位 | 旅館に宿泊     |

○外国人旅行消費額(2012年観光庁調査)



○訪日人数上位5国籍の外国人旅行者が日本で購入した物品(購入率)(2012年観光庁調査)

| 国籍 | 韓国          | 台湾          | 中国            | 米国          | 香港          |
|----|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| 1位 | 菓子類         | 菓子類         | 菓子類           | 食品、飲料、酒     | 菓子類         |
| 2位 | 食品、飲料、酒     | 化粧品、医薬品     | 化粧品、医薬品       | 菓子類         | 服(和服以外)、かばん |
| 3位 | 化粧品、医薬品     | 食品、飲料、酒     | 食品、飲料、酒       | 和服(着物)、民芸品  | 食品、飲料、酒     |
| 4位 | 服(和服以外)、かばん | 服(和服以外)、かばん | 服(和服以外)、かばん   | 服(和服以外)、かばん | 化粧品、医薬品     |
| 5位 | 和服(着物)、民芸品  | 和服(着物)、民芸品  | カメラ、ビデオカメラ、時計 | 化粧品、医薬品     | 和服(着物)、民芸品  |

※ 部分の外国人旅行者に人気のある品目が免税対象外(諸外国では免税対象としている国・地域が多い。)

○日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえた上で、税制改正要望の過程において制度の見直しも含め検討する。

## 要望の概要

### ■免税対象品目の拡大等

○現在、外国人旅行者に人気が高いものの免税対象品目から除外されている食品類、薬品類、化粧品類等について、方式の多様化等執行上の観点も踏まえた上で、免税対象品目化。

免税対象品目として要望する品目(例)



食品類



飲料類



たばこ



薬品類



化粧品類

### ■免税手続の簡素化

○免税申請書類の様式の見直しや小売現場のIT化に対応した様式の弾力化により、免税店の店頭での免税申請書類の作成時間を短縮し、外国人旅行者の利便性を向上。

### 日本における購入記録票

(消費税法施行規則第6条、別表第1～第2)

購入物品の型番を含め、手書きで記載する店舗が多いため、購入品数が多いときは手続きに長時間を要する。

# ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し(固定資産税)

## 施策の背景

- ホテル・旅館業は、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものとなっていないことから、その基準を適正化する必要がある。

## 要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したのみに見直す。
- ◆施設数 56,059施設(ホテル営業:9,863、旅館営業46,196、平成24年3月31日現在)

### 固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数(非木造建物)

| 種 類<br>構 造                 | 百貨店<br>ホテル<br>劇場<br>娯楽場 | 事務所<br>銀行 | 住宅<br>アパート | 店舗<br>病院 | 市場  | 公衆<br>浴場 | 工場<br>倉庫<br>発電所<br>(一般用) |
|----------------------------|-------------------------|-----------|------------|----------|-----|----------|--------------------------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造      | 50年                     | 65年       | 60年        | 50年      | 45年 | 35年      | 45年                      |
| 煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造        | 45年                     | 50年       | 45年        | 45年      | 35年 | 34年      | 40年                      |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)      | 35年                     | 45年       | 40年        | 40年      | 35年 | 30年      | 35年                      |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | 28年                     | 34年       | 30年        | 30年      | 28年 | 21年      | 26年                      |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)       | 20年                     | 24年       | 20年        | 20年      | 20年 | 16年      | 18年                      |